

# 後期高齢者医療制度の 平成28・29年度の保険料率が決まりました。

- 被保険者均等割額 **54,394円**
- 所得割率 **11.42%**

後期高齢者医療制度では、利用者負担を除いた後期高齢者の医療費の支払いなどに必要な費用は、約5割を国・県・市町村の公費が、約4割を現役世代の方が加入する医療保険からの支援金が負担しており、被保険者の皆さま方に負担していただく保険料は、全体の約1割となっています。

保険給付費は今後2年間についても増加すると見込まれるため、さまざまな保険料率の上昇抑制策を行いましたが、皆さま方にご負担いただく保険料率の引き上げをお願いせざるを得なくなりました。

被保険者の皆さま方が安心して医療のサービスを受けられるために、この保険料率の引き上げについて、何とぞご理解をいただきますようお願いいたします。

※平成28年度の保険料額につきましては、前年中の所得が確定した後、次の計算方法により7月初旬に決定する予定です。

## ★保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

1人あたりの  
年間保険料

=

1人あたり定額の保険料  
【被保険者均等割額】  
54,394円

+

所得に応じた保険料  
【所得割額】  
賦課基準額×11.42%

- 賦課基準額は、総所得金額等（前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額）から基礎控除額（33万円）を差し引いた金額です。
- 1人あたりの年間保険料の上限は57万円です（※100円未満切り捨て）。

## ◆保険料の軽減について（対象者の一部拡大）

保険料については、下表のような軽減措置があります。平成28年度分の保険料からは、所得の少ない方の保険料負担の軽減のため、被保険者均等割額の2割軽減および5割軽減の対象者が広がります。

### ○【被保険者均等割額の軽減】

★軽減は、世帯主および被保険者の総所得金額等の合計額（※）の状況により判定します。

軽減の割合	軽減後の被保険者均等割額	同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額	
		改正前	改正後
9割	5,439円	33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の所得がない）	改正なし
8.5割	8,159円	33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	改正なし
5割	27,197円	33万円+(26万円×被保険者数)以下	33万円+(26万5千円×被保険者数)以下
2割	43,515円	33万円+(47万円×被保険者数)以下	33万円+(48万円×被保険者数)以下

※65歳以上で公的年金の所得がある場合、公的年金等所得から15万円を差し引いた額で軽減を判定します。

### ○【所得割額の軽減】

★軽減は、被保険者本人の総所得金額等の状況により判定します。

軽減の割合	被保険者の所得
5割（所得割額の1/2相当）	賦課基準額（総所得金額等から33万円を引いた額）が58万円以下 ※年金収入のみの場合は収入額が211万円以下

（注） 保険料の軽減は、その年度の4月1日（4月2日以降新たに資格を取得した方は資格取得日）時点の世帯構成による世帯主および被保険者全員の前年中の所得をもとに算定されます。

世帯主および被保険者のうち、前年中の所得が未申告の方がいた場合、その世帯の被保険者全員の保険料の軽減が判定できませんので、必ず所得の申告をお願いします。

### ○【被用者保険の被扶養者であった方の軽減】

★後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険（協会けんぽ・共済組合・船員保険など）の被扶養者（扶養家族）であった方は、被保険者均等割額が9割軽減され、所得割額は賦課されません。

# 個人住民税の公的年金からの特別徴収について

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しが行われ、10月以降の徴収分より下記のとおり制度が改正されます。



## 1. 仮特別徴収税額の算出方法の見直し

年間の公的年金からの特別徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額（4月・6月・8月）が、「前年度分の公的年金等の所得にかかる個人住民税の2分の1に相当する額」とされました。

※この改正は、仮特別徴収税額の算定方法の見直しを行うものであり、新たな税の負担が発生するものではありません。

### 公的年金からの特別徴収税額の計算方法（年金特徴継続者）

継続者	改正前	改正後
仮徴収（4、6、8月）	前年度分の本徴収額 ÷ 3 前年2月と同額	（前年度分の年税額 ÷ 2） ÷ 3
本徴収（10、12、翌年2月）	（年税額 - 仮徴収税額） ÷ 3	（年税額 - 仮徴収額） ÷ 3

### 参考：新規65歳到達者など年金特別徴収開始初年度の特別徴収税額の計算方法

新規	普通徴収			年金特徴		
	-	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	年税額の4分の1ずつ			年税額の6分の1ずつ		

### 特別徴収額の算定例

年度	年税額	改正前		改正後	
		仮徴収額 （4、6、8月）	本徴収額 （10、12、2月）	仮徴収額 （4、6、8月）	本徴収額 （10、12、2月）
平成27年度	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
平成28年度	36,000円	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
平成29年度	57,000円	2,000円	17,000円	6,000円	13,000円
平成30年度	63,000円	17,000円	4,000円	9,500円	11,500円

改正前と改正後の比較をすると、「改正前」については一度仮徴収額と本徴収額に差が生じると、その差が解消しませんが、「改正後」については仮徴収額と本徴収額に生じた差は、徐々に解消します。

## 2. 他市町村へ転出した場合の公的年金からの特別徴収の継続

現行制度では、賦課期日（1月1日）後に大豊町外に転出した場合、公的年金からの特別徴収は停止され、普通徴収（納付書で納めていただく方法）に切り替わっておりましたが、一定の要件に当てはまる場合、公的年金からの特別徴収が継続されます。

## 3. 特別徴収税額の変更があった場合の特別徴収の継続

特別徴収税額の通知後に特別徴収税額に変更があった場合、12月分と2月分に限り、変更後の特別徴収税額により継続されます。